

事業系一般廃棄物処理委託契約書

排出事業者：(以下「甲」という。)
排出事業場名：(以下「甲の事業場」という。)と
収集運搬・処分業者：九州北清株式会社(以下「乙」という。)は、
排出される塵芥を含む事業系一般廃棄物に関して次のとおり契約を締結する。

(総則)
第1条 甲は、甲の事業場より排出される事業系一般廃棄物の収集運搬又は処分する業務を乙に委託し、
乙は、これを責任を持って履行するものとする。

(排出・収集・運搬・処分)
第2条 甲は、乙より事業系一般廃棄物専用袋(45ℓ/袋)及び危険物・引火物専用袋(10ℓ/袋)を購入し、甲の
事業場に排出し、乙の収集運搬車両にて収集する。
2.乙が甲の事業場より収集する際は、甲の業務に差し支えないように収集し、適正に運搬・処分
をしなければならない。又、甲は引火物、爆発物、有毒物、生ゴミ、紙おむつなどを事業系一般
廃棄物専用袋に混入せず、一袋当りの重量を5kg以下としなければならない。(危険物・引火
物(発火、引火、爆発の可能性のあるもの等)の排出を希望する場合は、危険物・引火物専用袋
を乙より購入し使用する事とする。)
3.甲が専用袋を使用せず、直接乙の事業場に持ち込む場合は、乙の営業時間内とし、運搬車両から
飛散流出の防止に努めなければならない。また、引火物、爆発物、有毒物等の危険物を持ち込む
場合には、事前に乙へ通知し、他の廃棄物と分別して持ち込むものとする。

(委託料)
第3条 事業系一般廃棄物専用袋は20袋当り7,000円(税込)とする。但し、袋に混入可能なものは、甲の
事業場において排出される一般廃棄物(紙及び繊維等の可燃物や事業所内で従業員が個人消費し
生じたもの等)に限定する。また、危険物・引火物専用袋は1袋当り300円(税込)とする。
2.前項以外の事業系一般廃棄物の持込みの場合、処分委託料金は可燃物が50円/kg、空ビン等ガラ
ス類は50円/kgとする。但し、単価に見合わない場合の物については、性状及び形状に応じお互
い協議するものとする
3.乙は社会情勢や経済情勢の変化、消費税の改定、若しくは基本重量の著しい変動により契約価格
が不相当になる場合は、契約単価の見直しを行う事ができるものとする。

(収集日又は委託量)
第4条 収集日は_____週_____曜日とし、一回当たりの最低収集量は3袋以上とする。運搬処分委託予
定数量は、年間1,000袋以下とする。
2.甲の持込の場合、処分委託予定数量は、年間5t以下とする。

(代金の支払方法)
第5条 事業系一般廃棄物専用袋及び危険物・引火物専用袋は、収集日より前に乙より現金で購入するも
のとする。
2.甲の持込(専用袋以外)の場合、廃棄物の処理費については窓口現金での取扱とする。

(損害賠償)
第6条 甲は、第2条第2項及び第3項に違反した場合など、甲の帰責事由により乙や第三者に損害を与
えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし乙にその原因がある場合はその限りで
はない。

(機密の保持)
第7条 甲及び乙は、この契約に関連して業務上知り得た双方の機密を第三者に洩らしてはならない。当
該機密を第三者に公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(転売の禁止)
第8条 甲は乙から購入した事業系一般廃棄物専用袋及び危険物・引火物専用袋を、第三者や一般家庭に
譲渡・転売する事はできない。万が一、譲渡・転売が発覚した場合は、甲は契約を解除されても一
切異議申し立てをする事ができない。

(契約の解除)
第9条 本契約は、相互の信頼の上に立ち、特別の理由なく一方的に、契約を解除することがあってはな
らない。但し、止むを得ない理由により契約を解除しなければならない場合は、契約を解除しよう
とする30日前までに、その理由を提示し相手方の了解を得なければならない。

(反社会的勢力の排除)
第10条 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下「反社会的勢力」という。)でないことを表明し、
反社会的勢力の排除に向けて相互に協力する。
2.甲又は乙は、前項に反し相手方が反社会的勢力であること、又は合理的かつ客観的にみてその蓋
然性が高いことが判明した場合、何らの通知も発することなく、直ちに本契約を解除することがで
きる。
3.甲又は乙は、前項に基づき本契約を解除した場合、解約者は本契約履行に伴う損害について、相
手方にその損害を請求でき、被解約者は相手方に何ら請求する事ができない。

(契約期間)
第11条 契約期間は、令和 年 月 日より、令和 年 月 日までとし、契約期間満了の
1か月前までに、双方の協議の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとする。また、
その後も同様とする。

(契約に定めのない事項)
第12条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約を証するため、本書1通を作成し、甲がこれを保有し、乙はこの写し
(複写機によるコピー)を1通保有するものとする。

令和	年	月	日	
	甲	住 所 氏 名 電話番号 携 帯		印
	乙	宮崎県小林市東方1084番地1 九州北清株式会社 代表取締役 前野慶太 電話番号0984(24)1170		印